

ライフサイエンスデータベース統合推進事業

統合化推進プログラム

2022 年度 公募要領

公募期間

2021 年 12 月 15 日（水）～2022 年 1 月 31 日（月）正午



バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）企画運営室

2021 年 12 月

目次

第 1 章 研究提案公募にあたって	5
1.1 ライフサイエンスデータベース統合推進事業について	5
1.2 統合化推進プログラムについて	5
1.3 実施体制	5
1.4 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	7
1.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	7
1.4.2 ダイバーシティの推進について	8
1.4.3 公正な研究活動を目指して	9
第 2 章 公募・選考	11
2.1 募集対象	11
2.1.1 概要	11
2.1.2 対象とするデータベースとその要件	11
2.1.3 研究総括によるプログラム運営方針	12
2.1.4 対象外の研究開発内容	14
2.2 公募期間・選考スケジュール	15
2.3 研究開発期間	15
2.4 研究費（上限額）	16
2.5 採択予定課題数	16
2.6 応募要件	16
2.6.1 応募者の要件	16
2.6.2 研究体制の要件	18
2.6.3 研究機関の要件	18
2.7 応募方法	18
2.7.1 府省共通研究管理システム（e-Rad）を用いた応募	18
2.7.2 研究開発提案書様式	18
2.8 選考方法	19
2.8.1 選考の流れ	19
2.8.2 利益相反マネジメントの実施	19
2.9 選考の観点	21

第 3 章 採択後の研究推進等について..... 23

3.1 研究開発計画の作成及び利用報告について	23
3.2 委託研究契約	23
3.3 研究費	23
3.3.1 研究費（直接経費）	24
3.3.2 間接経費.....	25
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について	25
3.4 評価	25
3.4.1 中間評価・事後評価	25
3.4.2 追跡評価.....	26
3.5 NBDC が運用するサービスへの協力	26
3.5.1 Integbio データベース カタログ.....	26
3.5.2 生命科学系データベース アーカイブ.....	27
3.5.3 NBDC RDF ポータル.....	27
3.5.4 NBDC ヒトデータベース	27
3.6 研究代表者及び研究分担者の責務.....	28
3.7 研究機関の責務等.....	29
3.8 その他留意事項.....	32
3.8.1 研究開始後の研究総括との利害関係について	32
3.8.2 出産・子育て・介護支援制度.....	32
3.8.3 JREC-IN Portal のご利用について.....	33

第 4 章 応募に際しての注意事項

34

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	34
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	36
4.2.1 不合理な重複に対する措置.....	36
4.2.2 過度の集中に対する措置	36
4.2.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供	38
4.2.4 所属機関への適切な報告	38
4.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況	38
4.4 不正使用及び不正受給への対応	39
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	41
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	41

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	41
4.8 繰越について	42
4.9 府省共通経費取扱区分表について.....	42
4.10 費目間流用について	43
4.11 年度末までの研究期間の確保について	43
4.12 研究設備・機器の共用促進について	43
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	45
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	46
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	47
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	47
4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	48
4.18 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について.....	50
4.19 社会との対話・協働の推進について	50
4.20 オープンアクセス及び研究データマネジメントについて	51
4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について	52
4.22 競争的研究費改革について	52
4.23 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	52
4.24 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	54
4.25 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	58
4.26 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	58
4.27 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	59
4.28 研究者情報の researchmap への登録について	59
4.29 JST からの特許出願について	59
4.30 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	60
4.31 研究機関における研究インテグリティの確保について	60

第 5 章 問い合わせ先..... 62

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 ライフサイエンスデータベース統合推進事業について

ライフサイエンスデータベース統合推進事業（以下、「本事業」といいます）は、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目的としています。

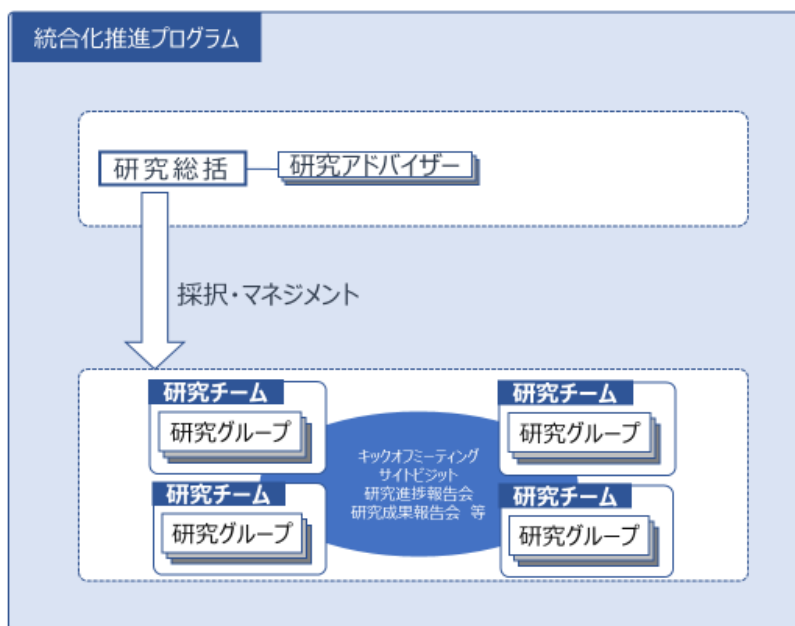
1.2 統合化推進プログラムについて

統合化推進プログラム（以下、「本プログラム」といいます）は、ライフサイエンスに関わる国内外のデータを統合的に扱うためのデータベース（統合データベース）開発を目的としたプログラムです。具体的な研究開発は、研究データの収集・整理、標準化・公開・共有・品質管理、運用等で、他のデータベースとの連携・統合化や、収録データを円滑に利用するために必要なインターフェース・ツールの開発等も含みます。本プログラムは、これらの研究開発を通じて公共データ利活用のための情報環境整備を行うとともに、利用者の知識発見や課題解決への寄与及び国際的なオープンサイエンスへの貢献を目指します。

1.3 実施体制

本プログラムでは、プログラムの責任者である研究総括（PO：プログラムオフィサー）を JST が定めます。研究総括は、研究アドバイザー等の協力を得ながら、プログラム趣旨にふさわしい研究開発課題とその研究代表者を選考します。選定された研究開発課題の研究代表者は、研究チームを編成し、研究総括のマネジメントのもとで、研究開発課題同士、NBDC 及びデータベース統合化のための基盤的な技術開発を実施する研究機関等の間で緊密な連携を取りつつ研究開発を推進します。

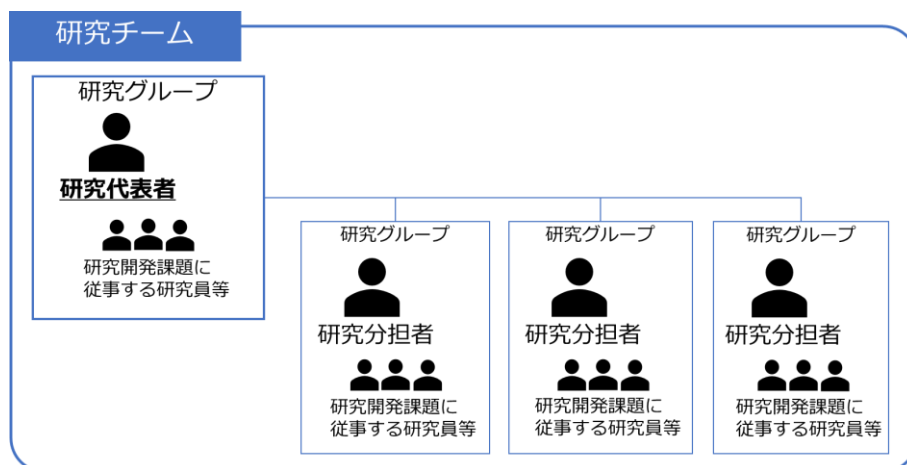
【統合化推進プログラムの実施体制】



本公募要領では研究開発課題を実施する研究チームの構成要素を次の通り定義します。

- **研究チーム**：研究開発課題の実施体制全体をいう。研究代表者の他、研究分担者が率いる研究グループを加えて編成することも可能。
- **研究代表者**：研究チームを代表し、研究開発計画の遂行に関するすべての責任を持つ研究者をいう。
- **研究分担者**：研究開発の一部を主体的に行い、研究代表者とともに研究開発計画の遂行に責任を負い、自らの裁量で研究費を使用する者をいう。

【研究チームの構成】



1.4 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.4.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のため
のより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成
果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択さ
れました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだ
けでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノ
ベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供するこ
とが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識
の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会に
おける科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的
機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究
開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を
通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思
います。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会にお
ける科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記され
ています。

○ 持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、以下のウェブページを参照してくだ
さい。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.4.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.4.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自

らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

第 2 章 公募・選考

2.1 募集対象

2.1.1 概要

本プログラムでは、国際基準の獲得を目指すデータベースや利用者ニーズを充足するライフサイエンスのデータベースに関する研究開発を支援対象とします。搭載するデータは、高品質かつ高い網羅性を重視し、成果については迅速な共有と利用者拡大を求めます。研究開発を行うデータベースは原則 1 つとし、互いに独立して運用される 2 つ以上のデータベースを研究開発対象とすることはできませんので留意ください。

2.1.2 対象とするデータベースとその要件

a. 次のいずれかに該当するデータベース

- (1) 国際基準のデータ基盤構築に向けて国際連携による統合を目指すデータベース。
- (2) 利用者による知識発見・課題解決を支援する機能に特徴のあるデータベース。
- (3) 研究ニーズや実験技術の新しい動向に対応するためのデータベース。
- (4) 国際的プレゼンスを有し更なる高度化や機能拡張を目指すデータベース。

- b. 搭載・公開する研究データは、原則として網羅性がある。搭載する範囲を限定する場合、限定する範囲が想定される利用者の目的に照らして適切である。
- c. 搭載・公開する研究データは、品質が明確な基準に基づいて検証される、必要に応じて標準化、改訂、増補等が行われる。
- d. 搭載・公開するデータの形式や構造、オントロジー、ID、メタデータ等は、ライフサイエンス分野や隣接分野のデータと連結されて統合的に利用されることを前提として開発され、また整備されている。本事業で開発を進めてきた統合化技術（※）と互換性を有することが望ましい。

※ 本事業では「基盤技術開発」として、Resource Description Framework (RDF) を中核とした複数データベースの連携・統合的活用を促進するための技術開発を実施。研究データの RDF 化については、「3.5.3 NBDC RDF ポータル」を参照。

- e. 利用者が了解を得ることなしに、営利目的も含め、データを改変した上で再配布すること等を可能とする。例えば、研究開発対象のデータベースの利用許諾条件として、CC BY-SA、

CC BY、又はCC 0（※）を採用することが望ましい。ただし、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生され、かつ倫理的な配慮を要するデータを取り扱う場合、前文の条件に関わらず、適切なアクセス制限のレベルを設定し、データの利用に先だってその可否を審査する。

※ CC BY-SA、CC BY、CC 0については、「クリエイティブ・コモンズ・JAPAN」のサイトを参照。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについて <https://creativecommons.jp/licenses/>

- f. 研究開発対象のデータベースの利用状況を測るための指標が、データベースを構築する目的に応じて適切に設定されており、今後更なる利用の拡がりが見込める。

指標の例：利用者数、ページ閲覧数、データダウンロード数、利用者の研究分野等の多様性、国内外別の利用状況、開発したデータベースを使って解析がされた論文や学会発表の数、知的財産権の出願数、共同研究の実施数等。

- g. 関連する国内外の研究コミュニティ（研究機関、学会、学術論文出版社等）と密に連携して開発・運用がなされている。

- h. （主なデータベース以外のデータベースを開発対象とする場合）ファイル形式、オントロジー、ID、インターフェース等について主なデータベースと相互に有機的な連携がなされている。

上記要件のb～hについては、応募時点で満たされていない場合でも、中間評価時（第3年次中に実施予定。「3.4.1 中間評価・事後評価」を参照。）までに全ての条件を満たす研究開発計画であれば応募可能です。

2.1.3 研究総括によるプログラム運営方針

(1) 背景とねらい

統合化推進プログラムは、生命科学の情報基盤としてのデータベースの統合化に取り組んできました。統合の究極の目的は、生命科学分野におけるデータサイエンス（バイオデータサイエンス）の健全な発展を促すことにありと云ってもよいでしょう。

生命科学における実験技術の進歩は目覚ましく、得られるデータは量が爆発的に増加するのみならず著しく多様化しています。つまり生命科学のデータサイエンス化には一層の拍車がかかっており、データベースの発展なくして生命科学研究の進歩もありえません。良質のデータベースの構築・維持は、まさに生命科学のエッセンシャルワークです。

多種多様なデータの統合解析に基づいて生命現象をより包括的により深く理解しようとする

るのがデータ駆動型研究です。データ駆動型研究に立脚するバイオデータサイエンスに対する期待は、人工知能の発展も相俟って、日に日に高まりを見せています。しかしながら、その足許とも言うべきデータの共有と活用を支える仕組みには、まだ多くの課題が残されていることが分かります。2020 年 12 月に NBDC は「データ駆動型研究の推進と課題」に関するワークショップを開催し、有識者の方々にデータ駆動型研究の可能性と課題に関して、実例に基づく話題提供と様々な観点からの議論をお願いしました

(<https://biosciencedbc.jp/about-us/files/nbdc-workshop-2020-report.pdf> 参照)。

この議論では、多種多様で膨大なデータを収集・整理・統合して再利用可能な形で公開する情報基盤の整備の重要性が改めて強調されるとともに、それらのデータから仮説の生成や知識の発見を促す技術の開発・提供の重要性も指摘されました。

現時点で目につくデータ駆動型研究の大半は、大型予算を背景とするプロジェクトで取得された均質性の高い大規模データに基づくものです。それらとは対照的に、データベースに蓄積された多種多様なデータの再利用を基軸とする、いわば「公共データ駆動的」な研究も可能な筈です。しかしながら、公共データは均質性が低く、それらを適切に選別した上で統合的に利活用できる環境を整備するには、その前段階において大量の泥臭い地道な作業が必要になります。公共データ駆動的な研究が大きな可能性を秘めながらも未熟な状態に留まっている要因のひとつはここにあります。本プログラムは、こうした公共データに駆動されるスタイルの研究を支えるデータベースの整備・統合の推進に特に力を入れるとともに、こうした研究スタイルの規範となるような成果の創出にも貢献したいと考えています。

公共データ駆動的な要素を含む研究は、大規模データ取得に基づく研究よりも各段に少ない予算で実行可能なので、より多数の多様な生命科学者の参画が可能です。その多様性の中にこそ「選択と集中」では決して得ることができない進化可能性が芽生えます。国際的に注目される勢いで沈下しつつある我が国の科学が本気で再起を期するのであれば、劣化する研究環境下でも研究の機会均等を守り、研究の多様性を維持しなくてはなりません（かつての国立大学では基盤校費がこれを実質的に支えてきた訳ですし、多様性が進化の鍵であることは我々が生物に学んだことに他なりません）。公共データ駆動型の研究スタイルは、研究の機会均等と多様性維持のための実効的な手段にもなりえます。その意味においても、データ利活用環境の整備と有用事例の創出は重要な意味を持つと考えます。

本プログラムが求めるものは、生命科学の研究スタイルの変革を見据え、幅広い層の利用者に向けて開かれたデータベースの構築に、高い公共心と熱意をもって取り組む提案です。過去の実績のみならず将来性も重視します。特に、重要性の向上や利用需要の増加が見込ま

れながらも有用なデータベースが存在しない分野については、それが独自の優れた構想を持つ提案であれば育成的な色彩の強い形での支援も行います。

(2) 採択後の運営方針

採択課題の実施に際しては、研究アドバイザーのご指導を頂きながら、時に ad hoc な外部アドバイザーのご意見も伺いつつ、成果を見込める方向への軌道修正、有用な情報技術に関する情報の提供と周旋、データ提供側のコミュニティとの調整、産官学の利用者層との連携支援、研究開発課題相互の連携支援等を必要に応じて機動的に行います。そのために、ウェブ会議システムによる個別面談やインフォーマルな進捗報告会等を通して、研究代表者や研究分担者と十分な意思疎通を図ってゆきます。研究代表者に留まらず、現場の若手研究者の相互作用も促したいと考えています。個々のデータベースのみならずプログラム全体としての価値を高めて、幅広い層のユーザーから認知・支持されることが何よりも重要です。そのために、研究チーム・研究アドバイザー・事務局が一体となった運営を目指します。

研究総括 伊藤隆司

2.1.4 対象外の研究開発内容

研究開発提案に次の研究開発活動が含まれる場合、選考の対象外とします。

- a. JST が直接運営するデータベース、本プログラムの現採択課題（2017 年度に採択し 2021 年度終了する課題を除く）が研究開発するデータベース、又は他のファンディング機関や制度において整備が進められているデータベースやそれに類似するデータベースの構築、運用、更新。
 - ※ 例えば、ヒト試料由来データのリポジトリである NBDC ヒトデータベース（概要は「3.5. 4 NBDC ヒトデータベース」参照）、日本医療研究開発機構「ゲノム・データ基盤プロジェクト」で整備を進めているデータベース等。
- b. データベースに搭載するデータの産生を目的とした生物実験の実施。
- c. 開発対象データベースの収録データを用いた主体的な解析のうち、未公開データに基づく新たな科学的知見を目的とした研究開発。

2.2 公募期間・選考スケジュール

公募・選考のスケジュールは、以下の通りです。

応募は e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>)を通じて行います。ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、速やかに研究者登録を済ませてください(「別紙1 e-Rad での応募について」参照)。公募締切日当日は e-Rad のシステム負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分に取ってください。

公募期間	2021 年 12 月 15 日 (水) ～2022 年 1 月 31 日 (月) 正午
書類選考期間	～2022 年 2 月中旬
書類選考結果の通知	2022 年 2 月下旬
面接選考会	2022 年 3 月 13 日 (日) (ウェブ開催)
選定課題の通知・発表	2022 年 3 月下旬予定
研究開発開始	2022 年 4 月

- ※ 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究代表者には、その旨を通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。
- ※ 書類選考、面接選考の各段階で不採択となった研究開発提案の研究代表者には、その都度、選考結果を電子メールで通知します。また、別途、不採択理由を送付します。
- ※ 選考の結果、採択となった研究代表者には、その旨を電子メールで通知するとともに、研究開発開始の手続きについてご案内します。

2.3 研究開発期間

研究開発期間は、2022 年 4 月から 2027 年 3 月までの 5 年以内です。

※実際の研究開発期間は、研究開発計画の精査・承認により決定します。

- ・ 採択課題のうち 1 件程度について、課題評価（第 5 年次を予定）を基に、更に 5 年間を上限として研究開発期間の延長を行います（「3.4.1 中間評価・事後評価」参照）。第 6 年次以降の研究開発計画は別途の課題評価により精査しますが、延長を希望する場合は、研究開発提案書の「5. 研究開発期間終了後の維持・運用計画」欄に、延長により得られる効果・成果の見通しを明記ください。

※研究開発期間の延長可否や支援内容は、研究開発課題の成果や本事業の予算状況により決定します。

2.4 研究費（上限額）

以下の金額内で研究開発提案者が設定することができます。

年度あたり、3,500 万円（直接経費）

- ※ 選考の過程で、設定した研究費の妥当性を査定します。
- ※ 実際の研究費は、研究開発計画の精査・承認によって決定します。
- ※ 研究進捗状況等を踏まえ、研究開発期間中に別途調整する場合があります（詳細は、「3.1 研究開発計画の作成及び利用報告について」参照）。
- ※ 委託研究契約に基づき、研究機関に対して上記研究費（直接経費）とは別に、原則として直接経費の 30%の間接経費を支払います。

2.5 採択予定課題数

6 件程度

2.6 応募要件

2.6.1 応募者の要件

- a. 研究代表者となる研究開発提案者自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関で研究開発を実施する体制が取れること(研究代表者の国籍は問いません)。
- b. 本プログラムによる研究開発の支援期間を通じ、研究チームの責任者として研究開発課

題全体の責務を負うことができる研究者であること（詳細は「3.6 研究代表者及び研究分担者の責務」参照）。

- c. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。又は、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳細は、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」参照。

- d. 応募にあたって、以下の 5 点を誓約できること。

- (1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- (3) 研究開発提案書が採択された場合、研究参加者（研究代表者、研究分担者、研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等）は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）ならびに研究費の不正使用を行わないこと。

- (4) 研究開発提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為が行われていないこと。

- (5) 研究資金や兼業等に関する情報の他、寄付金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報を所属研究機関の取扱いに基づき所属研究機関に適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、その対処方法を十分に確認した上で研究開発提案書を提出すること。

※ 以上は e-Rad の応募情報入力画面で確認をしていただきます。

- e. 本プログラムの研究総括と次のような利害関係がある方は応募できません。

- (1) 研究総括と親族関係にある。

- (2) 研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単

位組織に所属している。あるいは、同一の企業に所属している。

- (3) 現在、研究総括と緊密な共同研究を行っている。又は過去 3 年以内に緊密な共同研究を行ったことがある（緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。不明な点があればお問い合わせください。）。

※ 以上は e-Rad の応募情報入力画面で確認をしていただきます。

2.6.2 研究体制の要件

- a. 研究チームは、研究代表者となる研究開発提案者の研究開発構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. データベースを構築・運用・公開、研究・開発した実績を持つ者を、研究体制に含むこと。
- c. 研究チームに研究分担者の研究グループを配置する場合、研究分担者の研究グループは研究開発構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。

2.6.3 研究機関の要件

「3.7 研究機関の責務等」に掲げる内容を遵守できない研究機関における研究実施は認められません。応募に際し、研究代表者だけでなく研究分担者も含めて研究を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

2.7 応募方法

2.7.1 府省共通研究管理システム（e-Rad）を用いた応募

応募は e-Rad を通じて行っていただきます。詳細は、別紙 1 を参照してください。

2.7.2 研究開発提案書様式

- ・ 研究開発提案書は必ず研究開発提案書様式（別紙 2）を用いて作成してください。
- ・ 必要に応じて図表（カラー可）を用いて構いません。ただし、評価者は印刷した紙媒体のみを閲覧する場合があります。印刷出力後の視認性にご配慮をお願いいたします。
- ・ PDF に出力する際、可能であれば、「見出し」を利用したブックマーク（しおり）を作成してください（Windows 版 Word の PDF 作成機能を用いる場合、保存時のオプションから

「次を使用してブックマークを作成」にチェック)。

2.8 選考方法

2.8.1 選考の流れ

- (1) 研究総括が研究アドバイザー、必要に応じて外部評価者の協力を得て、非公開で選考します。
- (2) 研究総括は、提出された応募書類の内容について書面選考及び面接選考を行います。
- (3) 書類選考は、応募件数等に応じ二段階に分けて行うことがあります。第一段階選考は、主として本事業の趣旨に合致しているかの観点で行い、それらを満たす研究提案についてのみ、第二段階選考を行います。二段階選考の実施の有無は、公表しません。
- (4) 必要に応じ、前記に加えて追加の調査等を行うことがあります。
- (5) 研究代表者又は研究分担者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

2.8.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究代表者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、研究開発提案書の該当欄に具体的に記載してください。

- a. 研究代表者と親族関係にある者。
- b. 研究代表者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す。
- c. 研究代表者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究代表者の研究課題の中での研究分担者等を行い、研究代表者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者。
- d. 研究代表者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

- e. 研究代表者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を研究分担者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。研究代表者の利益相反については、一義的には研究代表者の所属機関にマネジメント実施責任があると考えられますが、JST は公的資金を原資とした研究資金配分を担う機関であるため、その研究資金配分の決定にあたっては公正性及び透明性に配慮する必要があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を研究分担者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を研究分担者とする場合、研究開発提案書にて「研究代表者に関係する機関」が含まれていることを申告してください。なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下、「出資先企業」といいます）を本プログラムにおいて採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。

ます。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を研究実施予定機関として含む研究開発提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業を研究実施予定機関として含む場合、研究開発提案書にて出資先企業が研究実施予定機関として含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

- ※ JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS） 出資実績

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

- ※ 申告の基準日は本プログラムの公募開始日とします。当該日時時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS） 新着情報一覧

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.9 選考の観点

以下の a～d の観点に基づき、選考を行います。

- a. 提案内容はプログラムの趣旨に合致しているか。
 - ・ 構築するデータベースによる国際貢献や科学技術及び社会経済的課題等への対応が明記されており、現実的な内容になっているか。
 - ・ 開発対象のデータベースは、応募時点で「2.1.2 対象とするデータベースとその要件」の条件 a～h を全て満たしているか。b～h の条件を応募時点で満たしていない場合、現状と、

研究開発の開始から中間評価時まで満たすための実施計画は具体的か。

- ・ 対象外となる研究開発内容を含んでいないか、等
- b. ねらい・達成目標は適切か。
 - ・ 達成目標は具体的で、実施計画の規模に見合っているか（中間評価時までの目標も含む）。
 - ・ 国内外のコミュニティのニーズを十分に把握した上で、利用者層を想定しているか。
 - ・ 既存の類似データベースに対する優位性はあるか。
 - ・ 想定しているデータベースの利用のされ方は、利用者の課題解決に資するものか。
 - ・ 開発するデータベースの利活用によって期待される研究開発成果やコミュニティへの貢献は妥当か、等
- c. 実施計画は具体的かつ適切か。
 - ・ 実施計画は、ねらいや目標を達成するために具体的かつ適切か。
 - ・ データ提供者、利用者と緊密に連携・協業するための具体的かつ実現可能性のある計画がなされているか。
 - ・ 予算計画は、研究開発計画の実施にあたって必要十分であって、費目ごと・目的ごとに適切に配分されているか。
 - ・ 成果創出までのスケジュールやマイルストーン、進捗を把握するための指標は、具体的かつ適切に設定されているか。
 - ・ 国際基準を目指す提案については、国際連携に関する方策は具体的かつ現実的か、等
- d. 最適な実施体制、システム構成か。
 - ・ 研究代表者は、研究開発計画全体の責務を担うことができるか。
 - ・ 研究チームは、研究代表者となる研究開発提案者の研究開発構想を実現する上で最適な体制か。
 - ・ 研究参加者に、データベースを構築・運用・公開、研究・開発した実績のある者が含まれるか。
 - ・ データベースのシステム構成は、研究・開発の実施にあたって効率的か、等

補足 上記の他、研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳細は「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」参照。

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究開発計画の作成及び利用報告について

- a. 研究代表者は、達成目標、マイルストーン、評価指標、予算、体制を含めた研究開発計画書を研究開発期間の全体及び年度ごとに策定します。研究開発計画書の策定にあたっては、利用者のニーズや課題の把握に加え、提案するデータベースがそれらに対してどのように貢献するのか、その実現プロセスについても、明示を求めます。
- b. 研究開発計画は、研究総括の承認を経て決定します。研究総括は選考過程、研究代表者との意見交換、研究開発の進捗状況、評価結果等に基づき、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。
- c. 研究代表者には、四半期に一度、JST へのデータベース利用状況の提出を求めます。また、研究チームによる顕著な成果や第三者がデータベース等を活用して得た成果情報についても、都度 JST へ報告する必要があります。

※ 研究開発計画で定める研究体制及び研究費は、研究総括によるマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究開発課題の採択後、JST は研究代表者ならびに研究分担者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは「2.6.3 研究機関の要件」を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 研究費

1 課題あたりの研究費(直接経費)上限額は「2.4 研究費(上限額)」の通りです。JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の 30%)を加え、委託研究

費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。

3.3.1 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発計画書記載の研究参加者の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者（ただし、研究代表者と研究分担者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下、「機器共用システム」といいます）」等の活用を前提としていただきます。

詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

（注）研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究開発目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※2 大学等においては、研究代表者となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について

https://biosciencedbc.jp/funding/files/dicp_info01.pdf

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について

https://biosciencedbc.jp/funding/files/dicp_info02.pdf

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日 改正）を踏まえて、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

3.4 評価

3.4.1 中間評価・事後評価

研究総括は、研究アドバイザー等の協力を得て、研究開発課題の中間評価及び事後評価を行います。研究開発期間を 3 年以上とする場合は第 3 年次中に中間評価を実施し、また事後評価は研

究の特性や発展段階に応じて研究開発終了後できるだけ早い時期又は研究開発終了前の適切な時期に実施します。この他、JST では研究総括の求めに応じ、適宜、進捗報告会、年次レビュー、サイトビジット等を実施します。

中間評価等の課題評価の結果は、以後の研究開発計画の調整、資源配分(研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む)に反映します。評価結果によっては、研究開発課題の早期終了(中止)等の措置を行う場合があります。

また、課題評価(第5年次を予定)の結果から、以下の観点を踏まえ採択課題から1課題程度、更に5年間を上限として研究開発期間の延長を行います(研究開発提案書への記載事項は「2.3 研究開発期間」及び研究開発提案書様式「5. 研究開発期間終了後の維持・運用計画」参照)。

- ・ 国際分担によるデータベース運営、国際連携下でのメタデータ共有化等、既に国際連携体制が確立されており、その中で中核的な立場を担っている。
- ・ 国内外の研究データ・データベース連携により国際的にも認められ、強固な国際的存在意義を有している。
- ・ 長期にわたる安定的な運用体制が確立されている。

※ 研究開発期間の延長可否や支援内容は、研究開発課題の成果や本事業の予算状況により決定します。

これらの評価結果は、NBDC ポータル (<https://biosciencedbc.jp/>) にて公開します。

3.4.2 追跡評価

研究開発終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、研究者の活動状況等について追跡調査を行います。また、追跡調査結果等を基に JST が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

3.5 NBDC が運用するサービスへの協力

3.5.1 Integbio データベース カタログ

Integbio データベース カタログ (<https://integbio.jp/dbcatalog/>) は、国内データベースをほぼ網羅するデータベースの総覧です。

研究代表者には、新たなデータベース、ツール等を公開した時点及び関連情報に変更が生じた

時点で情報提供していただきます。なお、本サービスから公開する情報は CC0（※）とします。

※ 詳細は以下をご覧ください。

Creative Commons — CC0 1.0 全世界

<https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/deed.ja>

3.5.2 生命科学系データベース アーカイブ

生命科学系データベース アーカイブ (<https://dbarchive.biosciencedbc.jp/>) は、国内研究者から寄託を受けたデータベースを保全し、掲載、配布するサービスです。

研究代表者には、寄託可能となった時点及び研究開発の終了時に研究開発対象のデータベースのデータセットをアーカイブ用ファイルに変換した後、本サービスへ寄託いただきます。なお、本サービスから提供するデータベースの利用許諾条件は、原則 CC BY-SA とします。その他、寄託にあたっての詳細は、「データベース寄託の応募要領」（※）を参照してください。

※ データベース寄託の応募要領

<https://dbarchive.biosciencedbc.jp/contents/deposit/application.html>

3.5.3 NBDC RDF ポータル

NBDC RDF ポータル (<https://integbio.jp/rdf/>) は、国内の生命科学系の RDF 形式データを検索・ダウンロードできるサービスです。

研究開発対象のデータベースの RDF 化データは、寄託可能となった時点及び研究開発の終了時に、本サービスへ寄託いただきます。データセットの RDF 化に際しては、DBCLS RDF 化ガイドライン（※）を参照してください。

※ DBCLS RDF 化ガイドライン

<https://wiki.lifesciencedb.jp/mw/RDFizingDatabaseGuideline>

3.5.4 NBDC ヒトデータベース

NBDC ヒトデータベース (<https://humandbs.biosciencedbc.jp/>) は、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生されたデータ（ヒトに関するデータ）のリポジトリです。

研究開発対象のデータベースに搭載予定の、ヒトに関するデータについて、可能なものは本サービスから取得することを検討してください。また、ヒト試料を用いた研究等の成果として産生され、かつ倫理的な配慮を要するデータは、本サービスへ提供していただきます。提供にあつ

ては、NBDC ヒトデータ共有ガイドライン及び NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン（※）を遵守してください。公開時期及び公開方法は、別途協議させていただきます。

※ NBDC ヒトデータベース - ガイドライン

<https://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines>

3.6 研究代表者及び研究分担者の責務

- (1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的な執行に留意ください。
- (2) JST と研究機関との委託研究契約及びその他 JST の諸規定（経理及び会計検査）等に従っていただきます。
- (3) 研究開発成果の取り扱い
 - a. 国費を財源とした研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき所属機関から出願や申請等をしていただきます。
 - b. 研究開発実施に伴って得られた研究成果を論文等で発表する場合は、「4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について」を参照の上、本事業の成果である旨の記述を行ってください。
 - c. 「3.1 研究開発計画の作成及び利用報告について」で行うデータベース利用状況の提出の他、利用者の研究分野等の多様性、国内外別の利用状況、開発したデータベースを使って解析がされた論文や学会発表の数、知的財産権の出願数、共同研究の実施数等を積極的に記録し、JST と情報を共有してください。
 - d. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウム、学協会への出展等に研究チームの研究者とともに参加し、研究成果を発表していただきます。
- (4) 研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。
- (5) 次項を遵守することを確認し、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 本公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
 - b. 研究開発活動において不正行為（捏造、改ざん及び盗用）や研究費の不正な使用等を行わない。
 - c. 研究参加者に対し、JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知を徹底する。
- (6) JST は、研究開発課題名、研究参加者や委託研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び内閣府へ提供します。また、研究代表者等に各種情報提供を求めることがあります（「4.27 e-Rad からの内閣府への情報提供等について」参照）。
- (7) 研究代表者は、研究開発計画の立案・実施に関する責任を負います。このため、JST(研究総括を含む)に対する所要の研究計画書や研究報告書等の提出、研究評価への対応が求められます。また、研究総括が随時求める研究開発進捗状況に関する報告等に対応していただきます。
- (8) 研究代表者及び研究分担者は、研究費で雇用する若手の博士研究員、アノテータ、キュレータ等について、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください（「4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について」参照）。
- (9) 研究参加者は、JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））を受講し、修了する義務があります。詳細は、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。
- (10) 研究開発の実施にあたり、本事業が実施するデータベース統合化のための基盤技術開発に係る活動へ積極的に参加してください。JST から参加を求める場合もあります。
- (11) 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください（「4.19 社会との対話・協働の推進について」参照）。

3.7 研究機関の責務等

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下、「参画機関」といいます）から事前承諾

を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.23 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.24 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記の b と c に記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合がある他、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するにあたっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講及び修了を義務付けています（受講等に必要の手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示に従って研究費の執行を停止する他、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結する等、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。
また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.8 その他留意事項

3.8.1 研究開始後の研究総括との利害関係について

研究代表者は、採択後も「2.6.1 応募者の要件」に定める利害関係の要件（例えば、研究総括と緊密な共同研究を実施していること）に抵触しないことが求められます。これは、研究総括は、採択課題の研究推進ならびに評価における責任を負うためです。

利害関係の要件に該当することが確認された場合は、JST にて相応の理由が認められない限り、研究中止の措置を講じる場合があります。

3.8.2 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.8.3 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者等の研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザーにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進にあたって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究開発提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は別紙 1 を参照してください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会等の各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていない等、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。

研究提案公募ウェブページ <https://biosciencedbc.jp/funding/calls/>

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに

受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 桁+ARD（※））を申告してください。

※2019 年 8 月以前に修了した場合は、Ref # から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

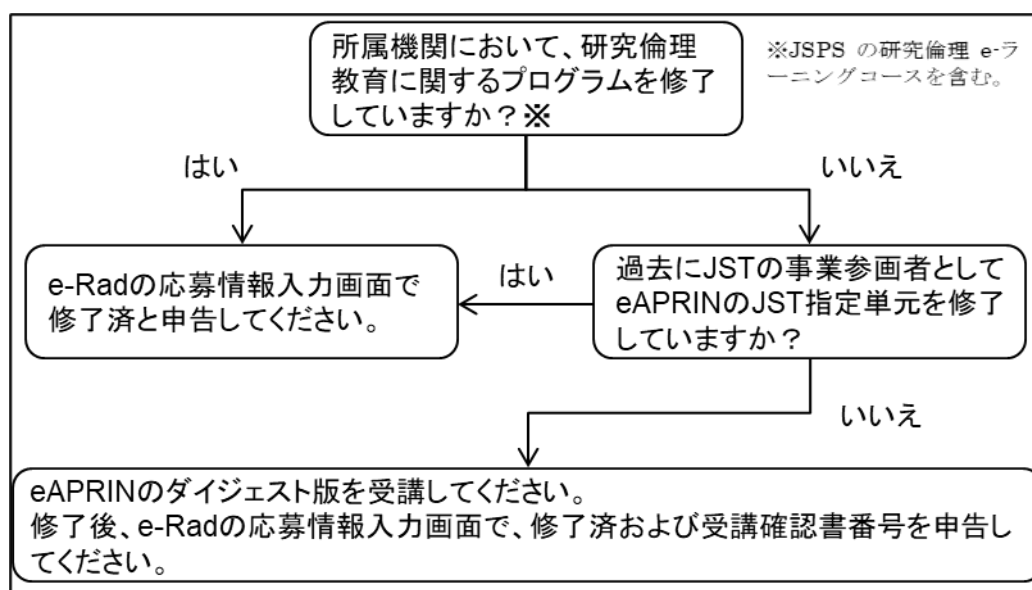
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター企画運営室

E-mail : nbdc-funding@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究開発提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

4.2.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいいます）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含みます。以下同じ。）の複数の競争的研究費が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費制度に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

4.2.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費制度を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」といいます）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合

- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

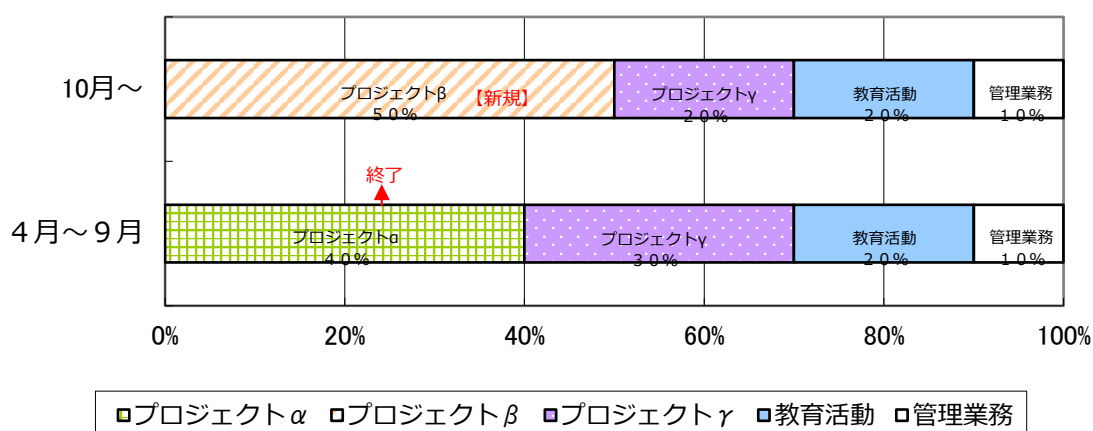
※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」(※)を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- 従って、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



○このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

4.2.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.2.4 所属機関への適切な報告

研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に所属機関に報告してください。申請にあたり所属機関への適切な報告についての確認を行います。

また、所属機関に対して当該情報の把握・管理の状況についての確認を求めることがあります。

なお、本項に関しては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略会議決定）に基づき、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）の改正後、別途詳細な取扱いを明示いたします。

4.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」といいます）については以下の通り厳格に対応します。

○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下、「不正使用等を行った研究者」といいます）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表の通り、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

- ※ 1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、研究分担者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は研究分担者等として参加することを指します。
- ※ 2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究者 及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していないが 善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(3) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究

者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要(事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度(※)において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、2022 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、2021 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となる他、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について

https://biosciencedbc.jp/funding/files/dicp_info01.pdf

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について

https://biosciencedbc.jp/funding/files/dicp_info02.pdf

4.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下の通り対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」といいます）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用シ

システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用等に積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」(令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払う等、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助

教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度¹の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- 学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保する等、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

¹ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。）

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」
（令和 2 年 4 月 10 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- 研究開発提案書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下、「キャリア支援活動計画」といいます）（例：機関が行う企業等と協働し

て行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨等）を記載してください。キャリア支援活動計画は選考の際に確認します。

- 若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方に基づき、上記の研究開発提案書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。
- 中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価にあたっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下、「外為法」といいます）に基づき輸出規制（※）が行われています。従って、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御

工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

本研究を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。委託研究契約締結時までに、本研究により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本研究の終了のいずれか早い方までの体制構築を約する誓約書を委託研究契約締結までに提出する必要がありますので留意してください。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本研究を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4.18 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 1 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下、「安保理」といいます）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.19 社会との対話・協働の推進について

『『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件あたり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的研究費又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく

説明する取組みや、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上で研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(参考)「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.20 オープンアクセス及び研究データマネジメントについて

JSTでは、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成29年4月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本指針に基づき、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物等を通じ、原則として公開していただきます。データマネジメントプランについては、本指針で求める必須項目と同等の内容を研究開発計画書内に記載していただき、研究開発計画書に基づいた研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JSTは、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST-NBDC Life Science Database Integration Project Grant Number <体系的番号（10桁）>」を含めてください。論文投稿時も同様です。体系的番号は、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下の通りです。

【英文】

This work was supported by JST-NBDC Life Science Database Integration Project Grant Number <JPMJ000000>.

【和文】

本研究は、JST-NBDC ライフサイエンスデータベース統合推進事業 <JPMJ000000>の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が2つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.22 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.23 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等にあたり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※1）の内容について遵守する必要がある。

ります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約にあたり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」といいます）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2022年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和4年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和3年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和4年度版チェックリストを2022年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。（下記のURLは、令和3年度版チェックリストに関する内容ですので、2022年度になりましたら、e-Radもしくは文部科学省のホームページをご確認ください。）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.24 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施にあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※1）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約にあたり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下、「研究不正行為チェックリスト」といいます）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2022 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管

理システム（e-Rad）から令和 4 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 4 年度版研究不正行為チェックリストを 2022 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

（下記の URL は、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストに関する内容ですので、2022 年度になりましたら、e-Rad もしくは文部科学省のホームページをご確認ください。）

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

※注意：提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下の通り厳格に対応します。

1) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

2) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度に

より、以下の表の通り、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下、「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下、「他府省関連の競争的研究費制度」といいます）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合等、特に悪質な者		10 年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
			3～5 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3 年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

3) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科

学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

4) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.25 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.26 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公開します。

4.27 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

4.28 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

4.29 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.30 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご利用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.31 研究機関における研究インテグリティの確保について

政府においては、令和 3 年 4 月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議）が決定されていますが、当該方針においては、「我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国

際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。」ことが指摘されています。

ついては、各研究機関においては、当該方針の趣旨を踏まえ、研究インテグリティの確保に関する取組を進めていただくとともに、関係者にも周知をお願いします。なお、研究機関の研究インテグリティの確保の状況等について、必要に応じて確認することがあります。

- 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

第 5 章 問い合わせ先

疑問点等は、内容に応じて次表に示す連絡先へ問い合わせ願います。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには、一切お答えできません。

内容	機関・部署名	連絡先
・ 本事業の内容、応募手続き ・ 利害関係等についての問い合わせ ・ 応募後に他の競争的研究費等に採択された場合の連絡	JST NBDC 公募担当	E-mail : nbdc-funding@jst.go.jp Tel : 03-5214-8491 (受付時間:10:00~12:00/13:00~17:00) ※緊急時以外メールにて問い合わせ願います。 ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日~1月3日)を除く。
不正経理、研究不正、研究倫理教育に関するプログラム等	JST 監査・法務部 研究公正課	E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp
e-Rad の操作方法	文部科学省 e-Rad ヘルプデスク	Tel: 0570-066-877 (受付時間:9:00~18:00(平日)) ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

以下のウェブサイトに関連情報が掲載されています。あわせてご参照ください。

内容	参照先
公募に関する情報	NBDC ポータルサイト 公募 情報ページ https://biosciencedbc.jp/funding/calls/
委託研究契約	JST 研究契約に係る書類 https://www.jst.go.jp/contract/index2.html
e-Rad 操作方法	e-Rad ポータルサイト https://www.e-rad.go.jp/ よくある質問と答え https://qa.e-rad.go.jp/ 研究機関事務代表者・事務担当者用マニュアル https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html 研究者用マニュアル https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html
研究公正	研究公正ポータル https://www.jst.go.jp/kousei_p/

研究倫理	研究倫理	https://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html
ダイバーシティ推進	JST 事業参画研究者等に対する取り組み	https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/jstbusiness.html